

## 成年後見制度に係る新たな会議体の設置について

### 1 概要

令和5年度より、豊島区成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、(仮称)豊島区成年後見制度利用促進協議会(以下、「協議会」と言う。)及び(仮称)豊島区成年後見人等候補者調整会議(以下、「調整会議」と言う。)を設置する。

### 2 新たに設置する会議体

#### (1) (仮称)豊島区成年後見制度利用促進協議会

##### ア 目的

後見等開始の前後を問わない制度に関する専門相談や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応する「チーム」を支援するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携体制を構築する。

##### イ 協議事項

- ①推進機関(中核機関)の取組み状況報告
- ②区民後見人の養成、支援に関すること
- ③チーム支援を推進するための体制づくり
- ④地域に共通する課題の共有、解決策の協議
- ⑤多職種間の連携強化による仕組みの構築
- ⑥その他、制度の利用促進にかかる事項

##### ウ 開催頻度

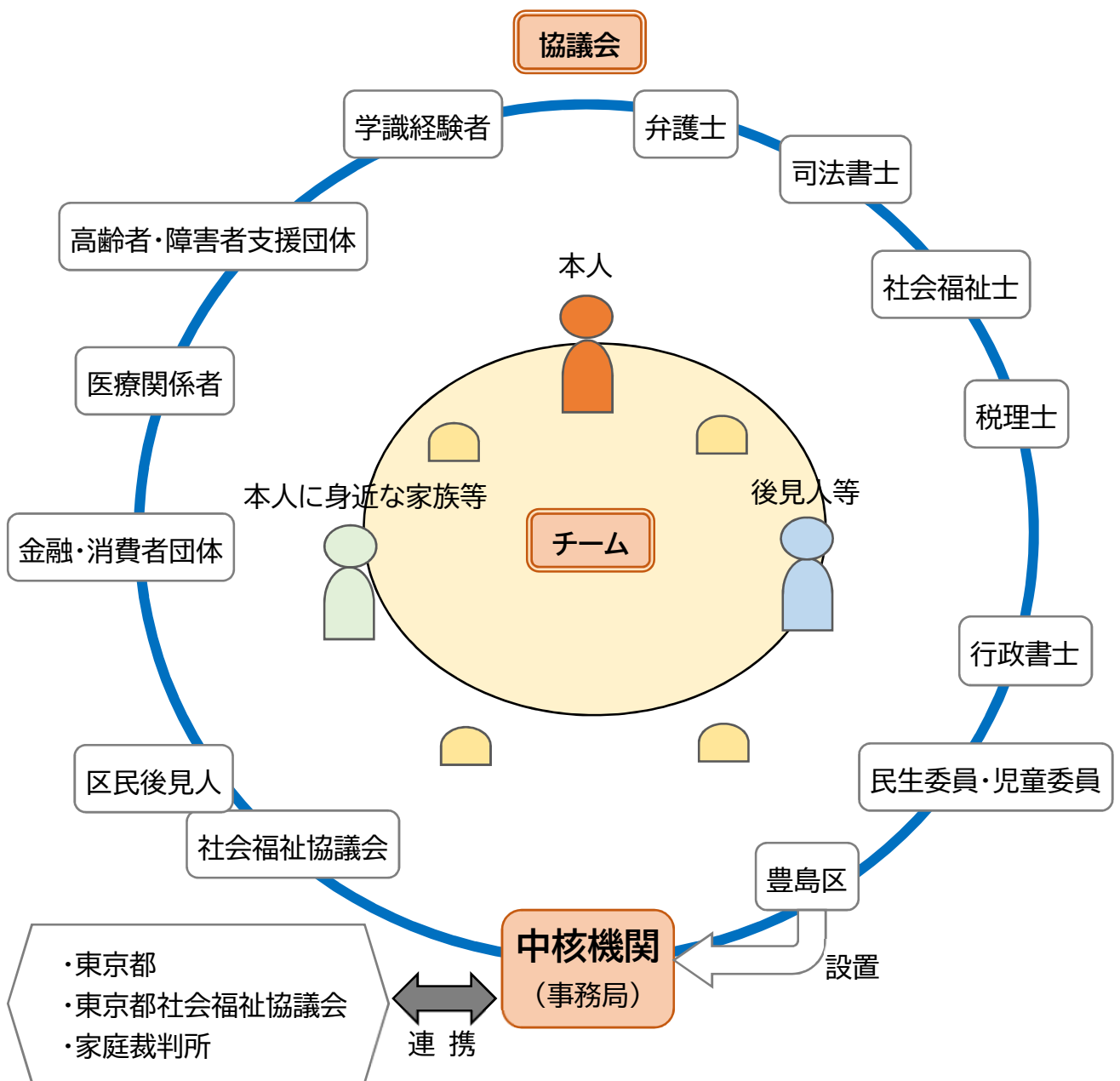
年2回(7月・1月を想定)

##### エ 構成員(17名)

- ・学識経験者1名
- ・専門職団体5名(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士)
- ・民生委員・児童委員1名
- ・金融機関1名
- ・医療関係者1名
- ・支援団体2名(地域包括支援センター、基幹相談支援センターor計画相談員)
- ・当事者団体2名(高齢、障害)

- ・公証役場 1 名
  - ・区民後見人 1 名
  - ・豊島区民社会福祉協議会 1 名、豊島区 1 名
- オ その他
- ・構成員の任期は 3 年間を基本とする。ただし、豊島区地域保健福祉計画の計画期間（6 年間）と揃うように、当面の間は任期を 2 年間とする。

【参考】本人を支援するチーム（内側）と、それを支える協議会（外側）のイメージ図



(2) (仮称) 豊島区成年後見人等候補者調整会議

ア 目的

適切な制度利用と本人支援を実現するため、後見人等の候補者調整や本人への支援方針に対して、専門的・客観的視点に基づいた助言等を行う体制を構築する。

イ 協議事項

- ①成年後見制度利用の必要性
- ②後見人等の候補者調整（マッチング）
- ③支援方針の検討
- ④チーム支援やモニタリングの要否

ウ 開催頻度

月2回（年間24回）

エ 取り扱う案件

- ①区長申立案件（原則、全件）
- ②中核機関が受けた相談で、第三者後見人を候補者とする、親族申立または本人申立の案件

オ 構成員（5名）

- ・専門職3名（弁護士、司法書士、社会福祉士）
- ・豊島区民社会福祉協議会1名
- ・豊島区1名

カ その他

- ・構成員の任期は協議会と揃える。
- ・各職ごとに複数の委員を選任し、複数グループを編成する。グループ単位でローテーションすることを想定。

	Aグループ	Bグループ	Cグループ
弁護士	(東京三弁護士会推薦)	(東京三弁護士会推薦)	(東京三弁護士会推薦)
司法書士	(リーガルサポート東京支部推薦)	(リーガルサポート東京支部推薦)	(リーガルサポート東京支部推薦)
社会福祉士	(ばあとなあ東京推薦)	(ばあとなあ東京推薦)	(ばあとなあ東京推薦)

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月	保健福祉審議会へ報告
令和5年1月	調整会議の試行を実施
令和5年2月ごろ	協議会及び調整会議の委員の選出を依頼
令和5年4月	調整会議の本格実施
令和5年7月	第1回協議会の開催
令和6年1月	第2回協議会の開催